

**【募集】職員室業務アシスタント非常勤職員のご案内**

横浜市教育委員会では、横浜市立学校の副校長及び教員の事務的業務を補助する非常勤職員を募集しています。

※横浜市会で平成31年度予算が議決されることが条件となります。

**【業務内容】**

職員室における副校長及び教員の事務的な作業等の補助を行います。その内容は、概ね次のとおりとなります。

- (1) 電話及び来客受付等に関する事
- (2) メール便及び宅配便等の受付、仕分け、配布等に関する事
- (3) 印刷及び資料作成等に関する事
- (4) 授業準備等に関する事
- (5) その他、学校長が認めた副校長及び教員の軽微な業務等に関する事

**【求める人材・資格】**

- 上記業務内容を遂行でき、満18歳以上であり、勤務する学校の学区内に居住していない人が対象です。ただし、横浜市教育委員会事務局が認める場合はこの限りではありません。
- 教員免許の有無は問いません。
- 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項（※）に該当しない人が対象です。
- 特に、事務に関する業務経験のある人、基本的なOA機器の操作ができる人を歓迎します。

**【任用期間と勤務条件等】**

- |        |  |
|--------|--|
| 〔任用期間〕 | 2019年4月1日以降、2020年3月31日まで   |
| 〔勤務日数〕 | 5日以内/週   |
| 〔勤務時間〕 | 25時間以内/週（1日あたり6時間以内）<br>※上記〔勤務日数〕〔勤務時間〕の範囲内で、1週間当たりの勤務日数、曜日、1日当たりの勤務時間は校長と面談の上決定します。 |
| 〔報酬〕   | 1,000円/時間（その他、通勤手当相当分を支給します）   |
| 〔社会保険〕 | 雇用保険へ加入します。  |

**【身分と服務】**

地方公務員法に定める非常勤特別職職員として、職務専念義務や秘密を守る義務など服務上の義務が課せられます。

**〈※地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項〉**

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 横浜市職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 教員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

お問い合わせ先

045-901-6758

副校長 鈴木 則昭